

# 朝鮮人強制動員Q&A

強制動員真相究明ネットワーク



## 朝鮮人強制動員Q&A

強制動員真相究明ネットワークは、朝鮮人強制運行・強制労働問題を調査し、その解決を求めてきた人びとが、二〇〇四年の韓国での日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会の設立を受けて、二〇〇五年に結成した団体です。

強制動員真相究明ネットワークは、この問題の解決にむけて年に一回程度、全国研究集会を開催し、真相究明や調査活動の交流をすすめるとともに、強制動員された人びとの名簿調査、未払い金や供託金の史料調査、証言収集や現地での聞き取り調査、遺骨の返還などの活動をおこなってきました。

戦後七〇年を経た今日も、韓国の強制動員された人びとによる謝罪と賠償、尊厳の回復などを求める運動がつづいています。しかし、日本政府は強制動員の被害に対し、強制労働の事実を認めようとせず、その責任をとつていません。また、過去を正当化し、植民地支配や強制運行を否定する人もいます。

ここでは、この強制運行や強制動員の問題について、労務動員を中心に、つぎの一〇項目で解説します。

1. 朝鮮人強制動員って何ですか。
2. どのくらいの人々が動員されたのですか。

20. 19. 18. 17. 16. 15. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3.

日本への労務動員はどのようにおこなわれたのですか。  
朝鮮人の労務動員数を示す史料がありますか。

労務動員先を示す史料がありますか。

軍人軍属の動員に関する史料がありますか。

志願や募集も強制なのですか。

「強制連行はなかった」という主張もありますが。  
そのような主張のどこに問題があるのですか。

強制連行は犯罪ですか。

連行された人々は日本の敗戦後どうなったのですか。

未払い金はあつたのですか。

日韓会談時、外務省に動員の認識はあつたのですか。

強制労働問題は一九六五年の日韓請求権協定で解決したのですか。

朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化で、強制動員は問題になりますか。  
韓国で強制動員被害の調査はすすみましたか。

韓国での強制動員裁判はどうなっていますか。

明治産業革命遺産での強制労働問題って何ですか。

今後の課題にはどのようなものがありますか。  
なぜ過去の清算が必要なのですか。

## 1. 朝鮮人強制動員って何ですか。

日本は日清・日露戦争を通じて、一九一〇年に韓国を強制的に併合し、朝鮮半島を植民地にしました。朝鮮民衆の抵抗をおさえつけ、一九三〇年代には中国への侵略の拠点にしました。日本が中國から東南アジアや太平洋地域へと戦争を広げていくなかで、朝鮮人を日本人化するという皇民化政策を強め、朝鮮半島から物資や人間を総動員しました。

朝鮮人強制動員とは、日本がアジア・太平洋地域へと戦争を広げるなかで、多くの朝鮮人を労務や軍務などに動員したことをいいます。

その動員は朝鮮内外でなされ、日本政府による労務動員計画や軍の命令により実行されました。動員は、甘言や詐欺、暴力をともなうものであり、強制的な運行でした。動員現場では労働が強制されました。日本に住んでいた朝鮮人も動員されました。これを朝鮮人強制動員あるいは朝鮮人強制運行といいます。強制動員や強制運行は歴史用語であり、強制運行と強制動員の用語に大きな違いはありません。

労務動員の計画にともない、企業は必要な人数を政府に申請して許可を受け、朝鮮現地で動員に関わり、運行して労働させました。ですから、企業にも責任があります。

韓国の強制動員被害・支援特別法では、強制動員被害を、満洲事変から太平洋戦争の時期に日本帝国主義により強制動員され、軍人・軍務員・労務者・慰安婦などの生活を強要された者が被つた生命・身体及び財産などへの被害と規定しました。その認識のもとで、被害調査と支援の活動が取り組まれました。

## 2. どのくらいの人々が動員されたのですか。

朝鮮人強制連行・強制労働の研究や調査がすすめられるなかで、連行者数を示す史料や連行された人びとの名簿などが発見されています。これまでの研究や調査からは、労務では、日本の炭鉱・鉱山、軍需工場や軍事基地・発電の土木工事現場などに約八〇万人、軍人や軍属などの軍務では、約三七万人が動員されたということができます。さらに日本軍の性的奴隸（「慰安婦」）にされた人々もいます。

アジア太平洋地域での戦争にともない、日本は自国の民衆をはじめ、アジア各地の民衆を労務や軍務などに総動員しましたが、朝鮮人動員はそのような総動員の一環でした。朝鮮人の動員先是日本だけでなく、朝鮮内をはじめ、アジア太平洋各地に及んでいます。

## 3. 日本への労務動員はどのようにおこなわれたのですか。

中国に対する全面戦争が始まると、総動員体制が強められ、日本では一九三八年四月に国家総動員法が公布され、一九三九年七月には国民徴用令が施行されました。このなかで、朝鮮半島から日本へと人員を動員する計画がたてられました。

一九三九年六月には中央協和会が設立されました。各地に協和会が設立され、朝鮮人は強制的に加入させられました。警察が朝鮮人を監視し、皇民化政策をすすめました。

日本政府は一九三九年七月の「朝鮮人労働者内地移住に関する件」で、鉱業や土木建設工事などに「募集」による労務動員をはじめます。これが労務のための日本への朝鮮人強制連行のはじまりです。動員初期には、数を満たすために縁故による募集もなされました。

一九四二年二月からはそれまでの「募集」形式にかえ、「労務動員実施計画による朝鮮人労務者の内地移入斡旋要綱」により、「官斡旋」の形で労務動員をおこないました。朝鮮総督府による「斡旋」という強制力を加え、動員をいつそ強めようとしたわけです。

しかし、思うように動員できないことが多くなり、一九四四年九月からは国民徴用令を適用して、「徴用」による労務動員をおこなうようになりました。強制力がさらに強められるようになつたわけです。

また、すでに動員されている現場で「現員徴用」される朝鮮人も増えました。現員徴用とは、すでに軍需工場などで働いている人を徴用し、その職場から移動できないようにする措置をいいます。このように「募集」、「官斡旋」、「徴用」などのかたちで動員がなされたのですが、これらが並行しておこなわれた時もあります。なお、「募集」、「官斡旋」、「徴用」による動員に、企業は現地に出向くなどのかたちで関与しました。それらの動員は、志願の強要、詐欺や暴力によるものであり、本人の意思に反する連行でした。

大蔵省管理局の『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（通巻一〇、朝鮮編九）では、日本への朝鮮人の動員数以外にも、朝鮮内外での国民徴用数を約二七万人、現員徴用者を約二六万一四五人、朝鮮内の官斡旋数を約四三二万人、軍要員を約一五万人とする数値をあげています。朝鮮内外でさまざまな形で動員がなされたわけです。

#### 4. 朝鮮人の労務動員数を示す史料がありますか。

日本への労務動員についての数値ですが、戦時の統計では、『種村氏警察参考資料』（内務省警保局関係の資料集）に、日本の各都道府県への動員数を示す朝鮮人移住状況調、事業場数調などが収録されています。一九四三年末現在の「労務動員関係朝鮮人移住状況調」（『種村氏警察参考資料』第一一〇集）からは、一九三九年から一九四三年末にかけて、四九万一九五五人が動員されたことがわかります。『昭和一九年度新規移入朝鮮人労務者事業場別数調』（『同資料第九八集』）からは、一九四四年度の朝鮮人の動員予定数が一九万人であったことがわかります。

これらの資料は内務省警保局の下にあつた内鮮警察が、警備人員を得るための予算資料として提出されたものです。この動員朝鮮人には縁故募集による動員者も含まれています。

当時、朝鮮総督府の鉱工局で勤労動員課長であった豊島陞のメモには、一九四二年度一一万九七二人 四三年度一二万八二九六人 四四年度二八万五六八二人、四五年度一万六二三人の動員数が記されています。この豊島メモからは、一九四二年以降の月ごとの動員数や朝鮮各道からの産業別の動員状況などもわかります。一九四五年一月の割当数三万四八〇〇人の移送、逃走、引継、出港数などを知ることができます。このメモでは、一九四四年から四五年度にかけての動員数は約三〇万人となります。

種村資料の文書や豊島メモからは、一九三九年から四五年にかけて、縁故を含む募集、官斡旋、徵用などの動員により、日本へと八〇万人ほどが動員されたことがわかります。この数は南洋・サ

ハリンへの動員を除いたものです。

帝国議会での説明資料としては、朝鮮総督府鉱工局勤労動員課「内地樺太南洋移入朝鮮人労務者渡航状況」（一九四四年一二月）があります。そこには、一九四四年一二月までに六五万六二三七人が動員されたとしています。この統計では一九四四年の動員数を二三万八三〇人としていますが、これは一二月までの予定数です。この説明資料の数に、その後の動員数や初期の縁故募集を加えれば、朝鮮からの労務動員は、八〇万人を超えるものになります。

戦後の統計調査では『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（通巻一〇朝鮮編九）の「朝鮮人労務者対日本動員調」に七二万四七八七人とあります。この数値は日本・南洋・サハリンへの動員数の合計です。また、厚生省勤労局の「朝鮮人集団移入状況調」（一九四五九年九月）には六六万七六八四人と記されています。この厚生省の資料はアメリカに提出したもので、これは日本国内で受け入れた動員数を示すものであり、朝鮮からの動員途中で減少した数は含まれません。この大蔵省と厚生省の統計値は戦後のものであり、年度ごとの動員数を示すものです。初期の縁故による動員数は除かれています。

日本への朝鮮人の労務での強制動員については、内務省や朝鮮総督府鉱工局の関係者の資料から、年度別、月別、都道府県別、業種別、朝鮮各道別の動員状況がわかるようになります。

労務動員によって日本へと、縁故募集を含め、割当募集・官斡旋・徵用適用などによって約八〇万人が連行されたということができます。さらに南洋やサハリンなどにも労務動員され、その数は二万人を超えます。

## 5. 労務動員先を示す史料はありますか。

中央協和会が作成した「移入朝鮮人労務者状況調」があります。ここには一九四二年六月までの動員場所と動員数が記されています。この史料からは、鉱山、炭鉱、工場、土木現場など日本各地の労働現場への動員を確認できます。この時点での動員場所は三九六か所、動員数は約一七万四〇〇〇人です。この史料からは動員初期の事業所名が判明します。

「移入」という言葉は、政府の動員によって集団的に移送された人々を示すものです。この動員を強制連行や強制動員と呼んでいるわけです。

また、戦後、厚生省労働局が集計した「朝鮮人労務者に関する調査」（一六県分）が発見されています。ここには動員された朝鮮人の企業ごとの名簿が多数含まれています。この調査記録から、秋田・宮城・栃木・茨城・長野・静岡・岐阜・三重・滋賀・奈良・兵庫・福岡・佐賀・長崎など、動員された事業所名と動員数がすべてではありませんが、判明しています。

さらに企業の動員関係の史料も発見されています。北海道炭鉱汽船、住友鉱業、日本製鉄などで名簿類も発見されています。また、行政の埋火葬関係の史料からは福岡や長崎などの炭鉱地帯での死亡者が数多く確認されています。しかし、発見されていない史料もたくさんあります。

これまでに発見されている労務動員関係史料や現地調査から、動員場所は全国で一〇〇〇か所を超えるとみられます。

## 6. 軍人軍属の動員に関する史料がありますか。

軍人軍属など朝鮮人の軍務での動員数についてみれば、一九五三年ころ、法務省入国管理局総務課が調査した資料に、陸軍分統計表「朝鮮人員表（地域別）分類表」があり、そこには二五万七四〇四人とあります。この数値は陸軍の復員を担当した留守業務関係の資料によるものです。

海軍への朝鮮人動員数については、厚生省の一九六二年の資料「もと朝鮮籍の旧海軍軍人軍属員数表」があります。この資料では、一九五八年の呉復員局の調査をもとに、動員数を一一万三七二人としています。

陸軍への動員数一五万七四〇四人に、海軍の一一万三七二人を合わせると、三七万人を超えるものになります。

外務省は一九五六年の「朝鮮人戦没者遺骨問題に関する件」で、朝鮮人の軍人軍属数について陸軍約一五万七〇〇〇人、海軍約一二万人の計約三七万七〇〇〇人の数をあげていましたが、この数字の根拠は、陸軍の留守業務資料と海軍の復員資料によるものでした。

日韓会談がすすむ一九六二年に、厚生省援護局は「朝鮮在籍旧陸海軍軍人軍属出身地別統計表」で二四万三四一人を示しました。ここでは、朝鮮人軍人軍属数が三七万人から二四万人に減少しています。その理由は、動員された朝鮮人軍人軍属約三七万人のうち、陸軍留守名簿や海軍軍人軍属個表などに名簿が残っているものが二四万人であったからです。厚生省は名簿がないものは省いて公表したのです。

朝鮮人の軍人としての動員は、陸軍志願兵の形で一九三八年から動員がはじまりました。徵兵に

よる軍人の動員は一九四四年からおこなわれました。朝鮮人の軍属は、軍事基地の建設や軍需物資の輸送などのため、一九三九年から動員されています。

日本政府から韓国政府へと一九九三年に渡された軍人・軍属の名簿があります。陸軍では「留守名簿」、「軍属名簿（工員名簿）」、海軍では「軍人軍属名簿（軍人履歴原表・軍属身上調査表）」などがあります。また、「臨時軍人軍属届」、「兵籍戦時名簿」、「軍属船員名簿」「病床日誌」「俘虜名票」などの名簿もあります。韓国側による集計では、陸軍の「留守名簿」には、約一六万人、海軍の「軍人軍属名簿（軍人履歴原表・軍属身上調査表）」には約一〇万人分の記事があります。軍人軍属関係名簿の調査から、軍人軍属とされた人々の動員先是ほぼ明らかになっています。これらの方々の名簿については、国立公文書館への移管がすすんでいることから、今後の公開が求められます。

## 7. 志願や募集も強制なのですか。

労務動員では初期には縁故募集も含め、「募集」によつて動員数を満たそうとしました。「募集」とはいうものの労務動員計画のもとでの割り当てによる動員でした。「募集」に応じたが希望したものとは違っていたという例や、徵用を避けるために「志願」したという例もあります。

「志願」や「募集」という表現は、自主的に応じたように見えますが、それらは植民地支配の下での日本による戦時の動員形態のひとつでした。日本の戦争に協力するよう朝鮮人を追い込んでいたのであり、そこには強制力が働いていました。植民地支配のなかで「志願」し、あるいは「募

集」に応じざるをえない状況が生まれたのです。

一九四三年の学徒志願兵の徵集では、行政と警察が父母兄弟に圧力を加え、高等係の刑事たちは該当者を追いまわしています。家族への圧迫により、やむなく「志願」する者が多かつたのです。名稱は「志願」ですが、実際には強制動員であったのです。

韓国政府による強制動員の被害調査では、「志願」や「募集」についても具体的に調査がなされ、「志願」や「募集」により動員された人びとを被害者として認定しています。

## 8. 「強制連行はなかつた」という主張もありますが。

「強制連行はなかつた」という説がインターネットなどで流されています。

そこでは、「戦時動員は日本（内地）より穩やかであつた」、「自分の意思で来ている」、「差別はなかつた」、「ともに日本のために働いた」、「徵用は国民の義務であり、不法行為ではない」、「強制連行は日本を加害者にするもの」、「強制連行はプロパガンダであり、虚構や捏造によるものである」などとされています。

これらの主張に根拠はありません。動員が本人の意思に反した強制的なものであつたことは、本人の証言のみならず、同時代に書かれた企業や朝鮮総督府、日本政府の関係官庁の文書からも確認できます。

日本での「戦後補償」裁判での判決には、強制連行・強制労働の事実を認定し、その下での不法性を認めたものもあります。その判決は確定しています。

## 9. そのような主張のどこに問題があるのですか。

「強制連行はなかった」とする主張の根本には、日本による植民地支配は正当なものである、あるいは韓国併合は植民地支配ではないとする認識があります。韓国併合は正当であり、動員は合法的なものであつたとみるわけです。

しかし、韓国では「韓国併合」を不法・不当ととらえており、日本に強制的に占領された時期としています。

まず、植民地として支配したことを認め、その歴史を反省すべきです。皇民化政策をおこない、朝鮮人を日本人とすることをすすめ、その民族性を否定したことは、差別でした。当時、独立を訴えることは治安維持法違反とされ、犯罪とされました。そのような支配のなかで、朝鮮からの動員をおこなつたのです。日本へと労務動員された朝鮮人は約八〇万人、軍人軍属の動員は三七万人を超えるものでした。民族差別と植民地支配のもとで動員がなされたのです。植民地からの強制的な動員は人道に反するものでした。

強制連行は虚構や捏造ではありません。強制連行はなかったという宣伝じたいがプロパガンダであり、虚構や捏造です。

歴史学研究では、戦時に植民地・占領地から民衆の強制的な動員がなされたことは歴史的事実として認知されています。歴史教科書にもそのような認識が反映され、植民地・占領地から強制的な動員がなされたと記されています。朝鮮人の強制連行はそのひとつなのです。

朝鮮認識は日本人の歴史認識を映す鏡といいます。歴史から謙虚に学び、排外主義や歴史の歪曲を批判する力を持つことが大切です。

## 10. 強制連行は犯罪ですか。

二次にわたる世界戦争を経て、「人道に対する罪」の概念が確立してきました。その罪の構成要件には、奴隸化や強制連行（強制移送）があります。植民地や占領地から強制的に連行することは犯罪とされたのです。人道に対する罪に時効はありません。朝鮮半島からの強制的な連行と労働の強制は人道に対する罪にあたります。

強制連行による労働は、強制労働に関する条約（ILO二九号条約）にも違反するものです。この条約は一九三〇年に採択され、日本も一九三二年に批准しています。

「戦後補償」の裁判では、たとえば、三三菱重工名古屋朝鮮女子労働挺身隊訴訟の判決で、強制連行と強制労働の事実を認め、不法行為があつたことを認めていました。

日本政府と企業には、強制労働の事実を認めること、それが国際法に反するという認識を持つこと、動員による不法行為を認めること、被害者の尊厳を回復する行動をとることが求められています。そのような行動をとることが国際的な信頼を得ることにつながります。

## 11. 連行された人々は日本の敗戦後どうなったのですか。

八・一五解放を迎へ、連行された人々は団結して朝鮮に帰ることを求めました。石狩や常磐の炭鉱地帯では帰国を求めて大きな争議が起きました。集団的に連行された人々は一九四五年一二月頃までに帰つてきます。帰国 の方法は企業が送つたり、自力で帰つたりと多様です。軍人や軍属も帰りました。

連行された現場に残つていた人々の多くは帰りましたが、逃亡して現場を離れた人々で帰れなかつた人々もいました。また、帰つても生活基盤がないために残留した人々や帰国が遅れ朝鮮の南北分断のなかで帰ることをあきらめた人々もいました。

労務動員先での事故や被爆などによつて日本で亡くなつた朝鮮人の数は数万人に及ぶとみられます。しかしその詳細については不明です。日本政府は労務動員での死亡実態について明らかにしています。返還されていない遺骨もあります。朝鮮人の軍人軍属については、日本政府により約二万二〇〇〇人の死者の氏名・住所などが明らかにされています。

## 12. 未払い金はあつたのですか。

労務動員された人々を使用した企業と軍人軍属を動員した日本政府には、たくさんの未払い金が残りました。企業の未払い金のうち、民法により弁済供託されたものが、供託金として残りました。また、政令二三二号によつて軍人軍属や一部企業の未払い金が供託されました。未払い金の総額は二億円ほどになります。

戦後に作成された大蔵省『経済協力 韓国一〇五 労働省調査 朝鮮人に対する賃金未払債務調』

や労働省『朝鮮人の在日資産調査報告書綴』という史料から、未払い金の実態が明らかになっています。

### 13. 日韓会談時、外務省に動員の認識はあつたのですか。

日韓会談がすすみ、日本への動員数が日韓交渉で設置された委員会（第六次日韓会談・一般請求権徴用者関係等専門委員会）のテーマとなりました。その際、外務省北東アジア課は一九六二年二月に「韓国人移入労務者数について－討議用資料－」を作成しています。

そこで外務省は、韓国側が主張する動員の内訳を検討し、厚生省の資料から集団移入朝鮮人労務者数六六万七八六四人、終戦時現在数三二万二八九〇人の数値を採用しています。外務省はこのように韓国側が提示する「徴用者」の存在を認めています。また、外務省は労務動員の一環として募集・官斡旋・徴用があつたことも認めています。日本側は、労務動員によつて集団移入された朝鮮人が約六七万人いたと認識していたのです。動員の認識はあつたのです。  
このような戦時の集団的な移入・動員を、歴史用語としては、強制連行あるいは強制動員と表記するわけです。

### 14. 強制労働問題は一九六五年の日韓請求権協定で解決したのですか。

日本政府は日韓交渉で植民地支配は合法である、朝鮮に恩恵を与えた、朝鮮の独立は国際法での

分離であるという立場をとつてきました。一九六五年の日韓協定での「経済協力」は植民地責任を認めるものではなく、強制動員された人びとの声を受けとめるものでもなかつたのです。

「戦後補償」裁判のなかで、日本政府や企業は、不知、国家無答責、別会社、時効・除外などと主張し、さらに一九六五年の日韓請求権協定で解決済みと主張するようになりました。日本政府のいう日韓請求権協定で解決済みとは、政府が外交保護権を放棄したことです。

国家間の協定で個人の損害賠償の権利を消滅させることはできません。その認識を日本政府も持っています。強制動員された人びとの個人請求権は一九六五年の日韓請求権協定では解決していないのです。

問題が解決しているのならば、動員された人びとによる謝罪や賠償、尊厳回復の要求はでてこないはずです。被害者の声を受けとめ、不法行為への賠償や未払い賃金の処理などの問題を解決し、被害者の尊厳を回復すべきです。関係国が共同してこの問題の解決にあたるべきです。被害者が救済を求めているという現実から出発すべきです。

日本政府は戦争被害者個人の賠償請求権を認め、被害者が合意するかたちで、日韓の間での取り決めをおこなうべきです。

## 15. 朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化で強制動員は問題になりますか。

一〇〇一年の日朝平壤宣言では「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決」し、「日本側は、過去の植民地支配によつて、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚

に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」とあります。

国交正常化交渉の焦点は過去の植民地支配の清算です。日本政府には、その清算にむけて事実を認識し、その解決にむけて誠意を示すことが求められます。強制動員問題も過去の清算において解決すべき課題です。朝鮮北部に居住する被爆者の救済は急務の課題のひとつです。

日本政府は強制動員の状況や、動員数などを明らかにし、過去の清算にむけて誠実に対応すべきです。そのような姿勢を示すことが、拉致問題などの交渉の進展につながります。

## 16. 韓国で強制動員被害の調査はすすみましたか。

韓国では強制動員の真相究明と被害者の救済にむけて、一〇〇四年に韓国政府内に日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会が設立されました。この委員会は一〇一年に対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会となりました。この委員会は一〇一五年一二月に活動を終えました。

韓国の強制動員の委員会は、調査、史料収集、報告書の作成、遺骨の発掘、被害申請の審査、資料館の建設などの作業をおこなつてきました。

委員会が発行した口述記録集・資料集・真相調査報告書・委託調査結果報告書などは合わせて一〇〇冊を超えます。委員会は二二万人に及ぶ被害申告を調査し、被害認定をおこないました。釜山には日帝強制動員歴史館が建設されました。九〇万点に及ぶ資料が収集され、その一部はこの歴史館に移管されました。

強制動員をおこなった企業のリスト化もすすめられ、朝鮮半島で一一〇〇社以上、日本で一二一〇〇社以上を確認しています。また、朝鮮人を動員した日本の企業で、三〇〇社ほどが現存することが明らかにされました。韓国では強制動員被害者の救済にむけて財團も設立されました。

## 17. 韓国での強制動員裁判はどうなっていますか。

二〇一二年五月二十四日、韓国大法院は三菱重工と日本製鉄（新日鐵住金）の被害者の訴えを認め、高等法院への差し戻しを決定しました。そこでは、日本占領を不法な強制占領とし、それを認めることは大韓民国の憲法精神に相反するものとしています。また、このような支配下での強制動員を不法なものとし、旧会社と現会社の同一性を認めました。損害賠償請求権の時効についても否定し、原告の個人の請求権は日韓請求権協定では消滅してはいないとした。

つまり、日本による朝鮮占領と強制動員は不法であり、個人の損害賠償請求権があり、会社には支払う責任があると判断したのです。

その後、高等法院での差し戻し判決は強制動員被害者への損害賠償を命じる判決を出しました。この動きを受けて、三菱、不二越、新日鐵住金などの強制動員被害者が韓国で裁判に起ちあがり、地方法院や高等法院で勝訴しました。

たとえば、二〇一三年一月、三菱重工業名古屋工場に連行された朝鮮女子勤労挺身隊員に関する判決が光州地方法院で出されています。その判決では、日本政府による不法な植民地支配により、強制連行・強制労働がなされ、それは侵略戦争に参加させるものであり、反人道的な不法行為とさ

れました。そして、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結する不法行為による損害賠償請求権は、日韓請求権協定の適用対象ではないとし、三菱重工業に賠償を命じています。

日本政府と日本企業はこのような韓国での判決に従い、被害者が納得するかたちで歴史的責任をとるべきなのです。

## 18. 明治産業革命遺産での強制労働問題って何ですか。

二〇一五年、明治産業革命遺産がユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産に登録される際、朝鮮人の強制労働が問題となりました。

日本政府は登録にあたり、「a large number of Koreans and others (数多くの朝鮮人などが)」、「brought against their will」（意に反して連行され）、「forced to work under harsh conditions」（ひどい環境で労働を強いられた）と発言し、犠牲者を記憶するために情報センターを設置するなど適切な処置をとるべししました。

この発言後、日本政府は「forced to work」を「働かされた」と訳し、「強制労働の意ではない」、「戦時の朝鮮半島出身者の徴用は国際法上の強制労働にあたらない」としました。朝鮮半島出身者が意に反して徴用されたことわあつたが、違法な強制労働ではなかつたとしたのです。  
けれども、国際労働機関（ILO）は一九九九年三月に、朝鮮人・中国人などの労働動員を、強制労働に関する条約（ILO一九号条約）に違反すると判断しています。

明治産業革命遺産の構成施設である三井鉱山の三池炭鉱や三菱鉱業の高島・端島の炭鉱、日本製鉄八幡製鉄所や三菱重工業長崎造船所の工場、岩手の日本製鉄関係の施設で、朝鮮人などの強制労働がありました。関連する労働現場を含めれば、強制労員された朝鮮人は二万人を超えるとみられます。中国人は三四〇〇人以上、連合軍捕虜は四五〇〇人以上が連行され、労働を強いられました。日本の産業化は戦争をともなうものでした。戦時下、朝鮮人・中国人・連合軍捕虜が強制連行されました。連行され、強制労働のなかで亡くなつた人びとも数多くいます。明治産業革命遺産の展示では、自国の産業化を賛美するだけでなく、朝鮮人などの強制連行・強制労働を事実として認め、その歴史を正確に示すことが求められます。それにより、世界遺産として普遍的な価値を持ちます。

## 19. 今後の課題にはどのようなものがありますか

強制労員については明らかになつていなことがあります。労員数、労員場所などが明らかになつてきましたが、未発見の資料もあります。日本政府は厚生省労働局名簿や軍人軍属名簿などの名簿類を全面的に公開すべきです。

未払い金のうち、未払い賃金などは供託されています。供託金については供託された人びとの名簿が作成されています。一部は韓国側に提供されましたが、すべてが発見されたわけではありません。また、日本国内では供託関係の名簿は非公開です。未払いの郵便貯金も残されています。労務関係の朝鮮人の遺骨も各地で発見されています。一部は市民団体によつて返還がなされましたが、政府主導による遺骨の返還事業はなされていません。

韓国での調査活動を日本に紹介するために、強制動員の真相糾明活動で作成された報告書や証言集の翻訳が始まっていますが、完成していません。

強制動員被害者についての財団設立が韓国ではすすめられてきました。日本は賠償のための基金をたちあげる立場にあります。しかし、不二越や三菱重工の被害者への対応にみられるように、日本企業は朝鮮人強制動員の歴史的な責任をとらうとしていません。強制動員被害の救済にむけての日本での立法が求められます。

事実調査、事実の公表、遺骨や未払い金の返還、賠償などさまざまな問題が未解決です。

インターネットなどで「強制連行はなかった」とする記事が意図的に流されています。政治家のなかには過去を正当化する言説を吹聴する者もいます。そのような記事は多くが資料の誤読や恣意的な判断によるものです。このような歴史の歪曲をただす作業が必要です。

日本は「大東亜共栄圏」を構想し、それにむけてアジアの植民地や占領地から多くの民衆を強制動員しました。このような総動員体制のなかに、朝鮮人の強制動員を位置づけ、とらえ直すことが大切です。

## 20. なぜ過去の清算が必要なのですか。

大切なことがらは被害者の尊厳の回復の視点です。被害者の視点から、東アジアの平和に向けてのあらたな歴史認識を形成すべきです。戦争も植民地支配も正しかったし、植民地での動員は不法ではないなどと過去を正当化していくは、友好関係は生まれません。

植民地支配と戦争の歴史的責任をきちんととり、人権を尊重して再発防止にむけての今後の取り組みをすすめるべきです。植民地支配を清算しようとしている政治の姿勢がヘイトスピーチを生んでいるのです。

国境を越えて人々がつながり、偏狭な排外主義を超えていくことから、相互理解が深まり、新しいアジアの関係が生まれます。過去の清算のひとつである強制連行・強制労働問題の解決にむけての活動は、そのための作業です。

国家暴力の歴史を明らかにし、過去を清算することは、民衆がそのような国家暴力を克服し、歴史の主人公になっていくことです。

## 参考文献

多くの参考文献がありますが、ここではつぎの本を紹介します。

資料集としては、小沢有作編『近代民衆の記録一〇 在日朝鮮人』新人物往来社一九七八年、や朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』四・五・三一書房一九七五～一九七六年、林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集』明石書店一九九一年、長澤秀編『戦時下朝鮮人中国人連合軍捕虜強制連

行資料集』緑蔭書房一九九二年、竹内康人編『戦時朝鮮人強制労働調査資料集 増補改訂版 連行先行一覧・全国地図・死亡者名簿』神戸学生青年センター出版部一〇一五年などがあります。

近年の調査・研究としては、内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社二〇〇二年、山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』岩波書店一〇〇五年、内海愛子・上杉聰・福留範昭『遺骨の戦後』岩波書店一〇〇七年、外村大『朝鮮人強制連行』岩波書店一〇一二年、室田元美『ルポ悼みの列島』社会評論社一〇一〇年、林えいだい『筑豊・軍艦島 朝鮮人強制連行、その後』弦書房一〇一〇年、殿平善彦『遺骨語りかける命の痕跡』かもがわ出版一九一三年、北原道子『北方部隊の朝鮮人兵士』現代企画室一〇一四年、竹内康人『調査・朝鮮人強制労働①～④』社会評論社一〇一三～一五年、長崎在日朝鮮人の人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば 増補改訂版』社会評論社一〇一六年、伊藤智永『忘却された支配 日本のなかの植民地支配』岩波書店一〇一六年などがあります。

自治体の調査としては、『北海道と朝鮮人労働者』朝鮮人強制運行実態調査報告書編集委員会一九九九年、神奈川県と朝鮮の関係史調査委員会『神奈川と朝鮮』神奈川県一九九四年などがあります。

韓国の委員会の活動報告は『委員会活動結果報告書』対日抗争期強制労働被害調査及び国外強制労働犠牲者等支援委員会一〇一六年の形でまとめられています。日本語版があります。

最近の研究・調査の動きについては、樋口雄一『朝鮮人強制労働研究の現況と課題』（『大原社会問題研究所雑誌』六八六・一〇一五年一月）、吉澤文寿『朝鮮人強制労働関連地域における市民運動の取り組み』（『新潟国際情報大学国際学部紀要』一・一〇一六年一月）があります。とともにウ

エブ上で閲覧できます。また、強制動員真相究明ネットワークでは、「強制動員真相究明全国研究集会報告集」を作成しています。

この冊子では、労務での強制動員を中心にはまとめています。「慰安婦」の強制動員については、アクティivist・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館・w a mのウェブサイト <http://wan-peace.org/> や「Fight for Justice 日本軍「慰安婦」－忘却への抵抗・未来の責任」のウェブサイト <http://fightforjustice.info/> 『「慰安婦」・強制・性奴隸 あなたの疑問に答えます』(Fight for Justice・ブックレット) 御茶の水書房一〇一四年などを参照して下さい。この強制動員の問題に関心を持ち、さまざまな史料や調査記事を読むとともに、この問題の解決に向けて、ぜひ支援ください。

# 朝鮮人強制動員Q & A

強制動員真相究明ネットワーク

一〇一六年一〇月一日 第二版 発行 頒価一〇〇円

〒六五七一〇〇六四 神戸市灘区山田町三一  
神戸学生青年センター 気付 強制動員真相究明ネットワーク

TEL ○七八一八五一一七六〇  
FAX ○七八一八三一五八七八